

## 《MICE開催補助金申請について》（改正 2024-4月）

・補助金交付の対象：鹿児島県外参加者で鹿児島市内宿泊施設に50名以上※の宿泊があるもの。

※ 参加宿泊者数の最大値の日をカウント

(インセンティブトラベルについては延べ宿泊者数をカウント)

(注) 一部摘要除外となる場合がありますので交付要綱で確認願います。

### 《開催前》

申請（事前申請）は、開催 1ヶ月前迄にお願い致します。

#### 【提出書類】

① MICE開催補助金交付申請書 ····· 様式第 1

② 事業計画書 ····· 様式第 2

③ 収支予算書(別紙参照) ····· 別紙 1

④ 暴力団排除に関する誓約・同意書 ····· 様式第 3

※インセンティブトラベルで申請する場合は行程表を提出してください。

### 《開催後》

開催後、1ヶ月以内に書類提出をお願い致します。

#### 【提出書類】

① MICE開催補助金実績報告書 ····· 様式第 6

② 事業実績書 ····· 様式第 7

③ 収支決算書(別紙参照) ····· 別紙 2

④ 参加宿泊者数証明書 ····· 様式第 8-1

または

⑤ 参加宿泊者数名簿 ····· 様式第 8-2  
(別紙参照) ····· 別紙 3

⑥ MICE開催補助金交付請求書 ····· 様式第 10

※個人口座への振込みは出来ません。

大会専用又は、団体事務局口座をご記入下さい。

※参加宿泊者数証明書または参加宿泊者数名簿及びMICE開催補助金交付請求書の内容確認後、指定の口座に当該金額を振込みさせていただきます。

# 公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市において、MICE（ミーティング、インセンティブトラベル、コンベンション、イベント等）の開催を促進するため、MICE推進に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 本要綱において補助対象とするMICEの分類の定義は別表1のとおりとする。

## (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、MICEの主催者とする。

## (補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となるMICEは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 国または地方公共団体が主催、共催しないもの
  - (2) 鹿児島市内で開催されるもの
  - (3) 鹿児島県外からの参加宿泊者数（開催日の前日から終了日までの期間において、鹿児島県外からMICEに参加した者で鹿児島市内の宿泊施設に宿泊したものが最も多い日における当該宿泊者の総数をいう。ただしI（インセンティブトラベル）に該当するものについては、延べ宿泊者数とする。以下同じ。）が、別表2で定める区分に該当するもの
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象事業としない。
- (1) 物品の販売を目的とするイベントや入場料を徴収する興行など
  - (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
  - (3) 公序良俗に反するもの
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (5) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
  - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して法人等
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供

し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
  - (10) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- 3 理事長は、第2条のMICEが、鹿児島市又は他の公的機関の補助金の交付対象とされている場合においても、この要綱による補助金の交付対象とすることができます。
- 4 理事長は、第2条のMICEが、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱（平成25年4月1日制定）による助成対象とされている場合においても、この要綱による補助金の交付対象とすることができます。
- 5 第1項の規定に関わらず、理事長が認める場合は、この限りでない。

#### (補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 委託費
- (3) 印刷製本費
- (4) 広報費
- (5) 報償費
- (6) その他補助対象事業に要する経費として理事長が認めるもの

#### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1の額又は別表2に掲げる鹿児島県外からの参加宿泊者数の区分に応じ、当該各号に定める額のいずれか低い額の範囲内とする。

- 2 別表1に示すM（ミーティング）、C（コンベンション）、E（エキシビション・イベント）に該当し、別表2において、学術系、スポーツ系に該当するものは分類②の額、これらに該当しないものは分類①の額とする。
- 3 別表1に示すI（インセンティブトラベル）に該当するものは、別表2の分類③の額とする。
- 4 日本国に居住していない外国人が参加したMICEについては、前項で算出した額に、外国人参加宿泊者数に5,000円を乗じた額を加算し、加算する額の限度額は500,000

円を上限とする。

- 5 前4項の規定にかかわらず、第4条第3項に規定する鹿児島市若しくは他の公的機関の補助金又は同条第4項に規定する公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会コンベンション開催助成要綱に基づく補助金（以下「鹿児島市等の補助」という。）の交付を受けた場合若しくは交付の決定を受けている場合の補助金の額は、前2項及び前3項の規定に定める額と、補助対象経費の総額から鹿児島市等の補助の額を差し引いた額のいずれか低い額とする。
- 6 前1項及び前5項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前にMICE開催補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 収支予算書
- (3) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第3）
- (4) その他理事長が必要と認める書類
- (5) インセンティブトラベルにおいて申請する場合のみ行程表

（補助金の交付決定）

第8条 理事長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めた場合は、補助金の交付を決定する。

- 2 理事長は、前項の決定をしたときは、MICE開催補助金交付決定通知書（様式第4）により、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定後の計画変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、MICEの内容を変更又は中止する場合は、速やかにMICE開催補助金変更・中止（廃止）交付申請書（様式第5）に關係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第10条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に規定する申請書の提出があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の決定をした場合について準用する。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者は、交付対象となるMICEが終了したときは、速やかにMICE開催補助金実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7）
- (2) 収支決算書
- (3) 参加宿泊数証明書（様式第8-1）又は参加宿泊者数名簿（様式第8-2）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付確定)

第12条 理事長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付確定を行い、MICE開催補助金交付確定通知書（様式第9）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、MICE開催補助金交付請求書（様式第10）を、理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 申請者から提出された申請書類等に虚偽の記載があったときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があった場合は、申請者は当該補助金を返還するものとする。

(関係書類の保存)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象事業について収支を明らかにした書類を5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めることのほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 付 則

(施行期日)

- この要綱は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

(財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱の廃止)

- この要綱の施行に伴い、財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱（平成18年4月1日制定）は廃止する。

(経過措置)

- この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の財団法人鹿児島観光コンベンション協会各種大会会議等開催補助金交付要綱に基づく補助金交付に係る申請その他の行為は、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

## 付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第4条第1項第3号及び第6条第1項の規定の適用について、「県外」とあるのは、この要綱の施行の日から令和4年3月31日までの間においては「鹿児島市外」とする。

## 付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項第3号及び第6条第1項の規定の適用について、「鹿児島県外」とあるのは、この要綱の施行の日から令和5年3月31日までの間においては「鹿児島市外」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前の別記様式による申請等については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（分類の定義）

分類	主催者区分	定義
M（ミーティング）	企業	・企業会議、大会、研修会等の会合等 ・スポーツキャンプ、合宿
I（インセンティブトラベル）	企業	・報奨旅行、研修旅行 ・顧客の招待等を目的とした旅行
C（コンベンション）	学会、団体等	・学術会議、大会、国際会議等
E（エキシビション・イベント）	企業、団体等	・見本市、展示会、文化イベント、スポーツ大会、国際交流イベント等

別表2（参加宿泊者数の区分および分類）

	分類①（分類②以外）	分類②（学術系・スポーツ系）	分類③
	M・C・E	M・C・E	I
50～99人	50,000	100,000	1,000円×人数        200,000
100～199人	100,000	150,000	
200～399人	150,000	200,000	
400～599人	200,000	300,000	
600～799人	250,000	400,000	
800～999人	300,000	450,000	
1,000～1,999人	400,000	600,000	
2,000人以上	500,000	750,000	

様式第1（第7条関係）

年　月　日

公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会

理事長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者

電話番号

MICE開催補助金交付申請書

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱第7条の規定により、貴協会の要綱を理解したうえで関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請分類  M (ミーティング)  I (インセンティブトラベル)  
 C (コンベンション)  E (エキシビション・イベント)

MICEの名称	
主催者名	
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助金交付申請金額	円
(申請金額の内訳)	鹿児島県以外からの参加宿泊者数による申請金額 _____円 海外に居住する外国人参加宿泊者数による申請金額 人数×5,000円= _____円
添付書類	事業計画書（様式第2） 収支予算書（別紙1） 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第3） ※行程表（インセンティブトラベルのみ）

様式第2（第7条関係）

事 業 計 画 書

MICEの名称			
主催者名			
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
概要・目的			
参加宿泊者数	総数	人	
	内訳	鹿児島県以外	人
		海外	人 (カ国)
補助対象経費の総額	円		

<記入者>

団体名 :

担当者名 :

電話番号 :

## 別紙1（第7条関係）

## 収支予算書

## (1) 収入

(単位：円)

科目	予算額	内訳	備考
MICE開催補助金			
計			

## (2) 支出

(単位：円)

科目	予算額	内訳	備考
会場使用料			
委託費			
印刷製本費			
広報費			
報償費			
計			

公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会

理事長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者

(署名又は記名押印)

電話番号

### 暴力団排除に関する誓約・同意書

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱第4条の規定により、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

#### 記

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

以上

様式第4（第8条関係）

年　月　日

様

公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会  
理 事 長

MICE開催補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会  
MICE開催補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

MICEの名称	
交付決定金額	鹿児島県以外からの参加宿泊者数による申請金額 _____円 海外に居住する外国人参加宿泊者数による申請金額 <u>人数×5,000円=</u> _____円 合計 _____円

様式第5（第9条関係）

年　月　日

公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会

理事長 殿

申請者 住 所：

団体名：

代表者：

電話番号：

MICE開催補助金変更・中止（廃止）交付申請書

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

MICEの名称	
変更の内容	
変更又は中止（廃止）の理由	
変更又は中止（廃止）の年月日	年　月　日（予定）
交付申請金額	鹿児島県以外からの参加宿泊者数による申請金額 円 海外に居住する外国人参加宿泊者数による申請金額 <u>人数×5,000 円=</u> 円 合計 円
添付書類	

様式第6（第11条関係）

年　月　日

公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会

理事長 殿

申請者 住 所：

団体名：

代表者：

電話番号：

MICE開催補助金実績報告書

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

MICEの名称	
開催終了年月日	年　月　日
交付決定金額	鹿児島県以外からの参加宿泊者数による申請金額 _____円 海外に居住する外国人参加宿泊者数による申請金額 人數×5,000円= _____円  合計 _____円
添付書類	(1) 事業実績書（様式第7） (2) 収支決算書（別紙2） (3) 参加宿泊者数証明書（様式第8-1） または参加宿泊者数名簿（様式第8-2） (4) その他理事長が必要と認める書類

様式第7（第11条関係）

事 業 実 績 書

MICEの名称	
内容	(1) 期日 年 月 日から 年 月 日
	(2) 会場 _____
	(3) 参加宿泊者数 _____人 (内訳) 鹿児島県以外から _____人 海外から _____人
	(4) 総参加者数 _____人 (内訳) 鹿児島県外から _____人 海外から _____人
	収支決算書 宿泊証明書または参加宿泊者名簿
添付書類	

<ご記入者>

団体名 :

担当者名 :

電話番号 :

## 別紙2（第11条関係）

## 収支決算書

## (1) 収入

(単位：円)

科 目	決 算 額	内 訳	備 考
MICE開催補助金			
計			

## (2) 支出

(単位：円)

科 目	決 算 額	内 訳	備 考
会場使用料			
委託費			
印刷製本費			
広報費			
報償費			
計			

様式第8－1（第11条関係）

参 加 宿 泊 者 数 証 明 書

日 付	月 日	月 日	月 日	月 日
参加宿泊者数	_____人 (うち海外_____人)	_____人 (うち海外_____人)	_____人 (うち海外_____人)	_____人 (うち海外_____人)

上記の宿泊者数に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設名

所在地

代表者

(署名又は記名押印)

申請者

MICEの名称

住 所

団体名

代表者

(署名又は記名押印)

電 話

※ご注意（参加宿泊者数証明の最大値を採用致します。）

（延べ人数ではありません）

様式第8－2（第11条関係）

参 加 宿 泊 者 数 名 簿

MICEの名称	
開催期日	年 月 日 ~ 年 月 日
参加宿泊者数	開催前日から終了日までの間で最も宿泊者数が多い日 (延べ人数ではありません) ※Iに分類されるものを除く) 年 月 日 参加宿泊者数 _____人(うち海外 _____人)

※所属（団体）名、氏名、居住国・都道府県名がわかるものを添付します。

※添付いただく参加者名簿は補助金額算出のために使用するものであり、その他の目的には一切使用いたしません。

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所 :

団体名 :

代表者 : \_\_\_\_\_ (署名又は記名押印)

### 別紙3 (第11条関係)

## 参 加 宿 泊 者 数 名 簿

様式第9（第12条関係）

年　月　日

様

公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会  
理 事 長

MICE開催補助金確定通知書

年　月　日付で申請のあった公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会  
MICE開催補助金については、次のとおり補助金等の額を確定したので、公益財団法人鹿児島観  
光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

MICEの名称	
交付確定金額	鹿児島県以外からの参加宿泊者数による申請金額 _____円 海外に居住する外国人参加宿泊者数による申請金額 <u>人數×5,000 円=</u> _____円
合計	_____円

## 様式第10（第13条関係）

年　月　日

公益財団法人 鹿児島観光コンベンション協会

理事長 殿

申請者 住 所：

団体名：

代表者： (署名又は記名押印)

電話番号：

## MICE開催補助金交付請求書

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会MICE開催補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

MICEの名称					
開 催 期 日		年 月 日 ~ 年 月 日			
請 求 金 額		円			
振込先	金融機関名	銀行・金庫・その他 本店・( )支店・出張所			
	口座種別	普通 当座 貯蓄 ( )	口座番号		
	口座名義人	フリガナ： 漢字等：			